

「森とのふれあい事業」実施要領

第1 目的

県民は、経済の成長に伴い、森林に対して心の豊かさや自然とのふれあいを求める場として、あるいは国土の保全や水資源のかん養等森林の公益的機能の発揮についても森林が整備されることを期待しています。

これら森林の利活用を推進するため、「森とのふれあい基金」の運用益を活用して、身近な森林の整備等の事業を実施するために必要な諸手続き等を定めるものとする。

第2 応募対象者

- 1 森林公園等の管理者
- 2 その他適当と認められる団体

第3 事業実施主体

公益社団法人 長崎県緑化推進協会

第4 事業の内容及び経費は以下のとおりとする。

- 1 身近な森林の整備（気軽に山へ、山をもっと身近なものへ）
 - ① ハイキングコースや登山道の道標、案内板の設置、休憩場所の整備（ベンチの設置、紅葉樹等の植栽や休憩場所周辺の森林整備）
 - ② 森林公園等の樹名板、案内板の設置
- 2 体験的森林学習教室の開催（森林をもっと知ろう）
- 3 野外活動の場としての森林活用の推進（アウトドアライフを楽しもう）
- 4 野外生活体験（親と子の野外生活体験）
- 5 既存キャンプ場の整備（小規模な標識等の整備）
- 6 イベントの広報等を通じた啓発、宣伝活動

第5 応募対象限度額

応募対象の限度額は、基本財産運用収入の範囲内とする。

第6 事業申請の手続き

- 1 応募対象者は、事業実施を希望する場合、公益社団法人 長崎県緑化推進協会理事長（以下「理事長」という。）に対し、様式第1号による申請書を提出するものとする。
- 2 理事長は、申請書の提出を受けて内容等を審査のうえ、事業の必要性、優先度等から、適当と認めた場合は、応募対象者に対し、様式第2号による事業実施通知を

行うものとする。

第7 事業費の決定及び契約の方法

- 1 理事長は、事業内容等から事業経費を積算のうえ、予定価格を算出する。
- 2 見積書の徴取及び契約の方法については、長崎県財務規則に準じる。

第8 契約の内容等

- 1 契約事項の内容については、別紙契約書（案）のとおりとする。
- 2 受託者は、事業の内容等を明らかにするため、事業名、事業内容、事業実施主体名を案内板等の表示可能な箇所に記入するものとする。

第9 その他

この事業実施要領は、平成23年6月1日から適用する。

附則

平成24年度3月6日一部改正

様式第1号

令和 年度 森とのふれあい事業申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県緑化推進協会
理事長

様

[住 所]

[団体名]

[代表者]

印

令和 年度森とのふれあい基金事業を下記のとおり実施したいので申請します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業実施場所
- 3 事業実施期間

様式第2号

令和 年度 森とのふれあい事業実施通知書

令和 年 月 日

申請者

様

公益社団法人 長崎県緑化推進協会
理事長

令和 年度森とのふれあい基金事業について、下記のとおり事業を実施する
ことに決定したので通知します

記

- 1 事業の内容
- 2 事業実施場所
- 3 事業実施期間